

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月7日
【事業年度】	第12期(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
【会社名】	株式会社 E C I
【英訳名】	ECI, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 小野 稔
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16 川崎テックセンタービル1F
【電話番号】	044 (201) 8461
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 角 政樹
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16 川崎テックセンタービル1F
【電話番号】	044 (201) 8461
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 角 政樹
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年9月30日に提出いたしました第12期（自平成22年6月1日至平成23年5月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

継続企業の前提に関する事項

注記事項

重要な後発事象

2 財務諸表等

継続企業の前提に関する事項

注記事項

重要な後発事象

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

独立監査人の監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

【継続企業の前提に関する事項】

（訂正前）

前連結会計年度 (自平成21年6月1日 至平成22年5月31日)	当連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)
--	--

当社グループは、当連結会計年度においても、780,721千円の当期純損失ならびに584,618千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）より新薬治験開始届（IND: Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコル（治験手順）を決定し、現在慎重に第相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当該状況に対応すべく、当社グループは事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。 事業資金の調達につきましては、研究開発資金等の調達を目的として平成22年1月12日開催の取締役会決議に基づき、同年1月29日に第三者割当方式で株式発行総額約10億円相当の第12回新株予約権（権利行使価額：29,000円）を発行いたしました。当該新株予約権の平成22年5月31日現在での権利行使額は208,800千円、未行使残高は791,700千円となっております。 売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下しております。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外、それぞれ複数の大手製薬会社とライセンス契約の締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきましたが、本年6月、新規に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し、欧米大手製薬会社との契約交渉を推進しております。また、本年4月には、中国の中稷実業投資有限公司（以下、「中稷社」と）と、中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。なお、本件の契約一時金につきましては、入金の変延から平成22年5月期の売上計上は見送りましたが、その後両社協議し、4月に締結した戦略的提携基本合意契約に記載の「支払方法」と「支払期日」に係わる規約を一部変更し、早急に共同研究所を設立した上で、契約一時金は当該研究所を通して授受することで合意し、双方とも契約内容の履行に協力することを確認しております。	当社グループは、当連結会計年度においても、788,290千円の当期純損失ならびに204,782千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度末において593,626千円の債務超過となっております。 当該状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当社グループは、当該状況を解消すべく、創薬開発をはじめとする再生医療プロジェクトの着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めるとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行って参ります。 以上の施策のもと当社グループは今後とも創薬をはじめとする再生医療に向けた研究開発に邁進してまいります。 しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調にすすまない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。 なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。
---	--

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
---	---

他に、韓国の大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国における治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同 R & D プロジェクト（韓国南部の大邱市に建設する先端医療複合団地開発計画）」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年5月期の上半期中にまとめるべく交渉を推進中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。昨年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、本年3月、天津天士力健康医薬器械有限公司（中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。今後、同社との提携関係をさらに他の装置に拡大し、一段の拡販を目指してまいります。 経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先との友好な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図って参ります。 しかしながら、資金調達に関しましては、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については未確定です。また、中稷社からの契約一時金の授受に関しましては、早急に共同研究所を設立した上で、当該研究所を通してライセンス料の決済を行うということで合意しましたが、研究所の設立時期、一時金の決済時期等は未確定であり、他の製薬会社とのECI301のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金の日時等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。	
--	--

（訂正後）

前連結会計年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
---	---

当社グループは、当連結会計年度においても、780,721千円の当期純損失ならびに584,618千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）より新薬治験開始届（IND: Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコル（治験手順）を決定し、現在慎重に第相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当該状況に対応すべく、当社グループは事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。 事業資金の調達につきましては、研究開発資金等の調達を目的として平成22年1月12日開催の取締役会決議に基づき、同年1月29日に第三者割当方式で株式発行総額約10億円相当の第12回新株予約権（権利行使価額：29,000円）を発行いたしました。当該新株予約権の平成22年5月31日現在での権利行使額は208,800千円、未行使残高は791,700千円となっております。 売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下しております。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外、それぞれ複数の大手製薬会社とライセンス契約の締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきましたが、本年6月、新規に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し、欧米大手製薬会社との契約交渉を推進しております。また、本年4月には、中国の中稷実業投資有限公司（以下、「中稷社」と）と、中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。なお、本件の契約一時金につきましては、入金の変延から平成22年5月期の売上計上は見送りましたが、その後両社協議し、4月に締結した戦略的提携基本合意契約に記載の「支払方法」と「支払期日」に係わる規約を一部変更し、早急に共同研究所を設立した上で、契約一時金は当該研究所を通して授受することで合意し、双方とも契約内容の履行に協力することを確認しております。	当社グループは、当連結会計年度においても、788,290千円の当期純損失ならびに204,782千円の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度末において593,626千円の債務超過となっております。 当該状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当社グループは、当該状況を解消すべく、創薬開発をはじめとする再生医療プロジェクトの着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めるとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行うべく、<u>当社はエクイティファイナンスによる資金調達に</u> <u>関しての引受候補先との協議・交渉を進めております。</u> <u>今後は、エクイティファイナンスによる資金調達の実現に向け、その作業を進めるとともに、その後においても必要に応じて適宜資金調達を行って参ります。</u> 以上の施策のもと当社グループは今後とも創薬をはじめとする再生医療に向けた研究開発に邁進してまいります。 しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調にすすまない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。 なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。
---	--

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
---	---

他に、韓国の大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国における治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同 R & D プロジェクト（韓国南部の大邱市に建設する先端医療複合団地開発計画）」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年5月期の上半期中にまとめるべく交渉を推進中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。昨年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、本年3月、天津天士力健康医薬器械有限公司（中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。今後、同社との提携関係をさらに他の装置に拡大し、一段の拡販を目指してまいります。 経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先との友好な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図って参ります。 しかしながら、資金調達に関しましては、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については未確定です。また、中稷社からの契約一時金の授受に関しましては、早急に共同研究所を設立した上で、当該研究所を通してライセンス料の決済を行うということとで合意しましたが、研究所の設立時期、一時金の決済時期等は未確定であり、他の製薬会社とのECI301のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金の日時等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。	
---	--

< 中略 >

【注記事項】

（重要な後発事象）

（訂正前）

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
---	---

1. 当社は、平成22年8月20日開催の取締役会において、平成22年8月26日から平成22年9月6日までを払込期間とする第三者割当増資による普通株式の募集について、決議しております。当該第三者割当増資の内容は次のとおりであります。 発行する株式の種類及び数 普通株式 3,900株 募集時における発行済株式数 212,000株 募集後における発行済株式数 215,900株 発行価額 1株につき18,000円 発行価額の総額 70,200,000円 発行価額のうち資本へ組入れる額 1株につき9,000円 払込期間 平成22年8月26日～平成22年9月6日 割当先及び株式数 泉 辰男 1,675株 東洋システム株式会社 2,225株 資金使途 運転資金	1. 社団法人再生医療を考える会との共同研究契約及び共同研究用設備売買契約の締結 当社は平成23年6月1日に（社団法人）再生医療を考える会との間で共同研究契約及び共同研究用設備売買契約を締結いたしました。 （共同研究契約） 契約の目的 再生医療を目指した幹細胞分化力ニズムの研究 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 研究実施期間：平成23年6月1日から平成25年5月31日 契約額：20,000千円 支払方法：平成23年7月5日までに全額を一括で支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究契約に基づく契約額20,000千円は今後2期にわたり収益に計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 （共同研究用設備売買契約） 契約の目的 CPC培養設備一式の売却 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 本件設備を譲渡する。 契約額：35,000千円 支払方法：前金で15,000千円、残金は設備完成後に支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究用設備売却額35,000千円は平成24年5月期に収益計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 2. 本社及び研究施設（青葉台ラボ）の移転 当社は平成23年6月16日に、東京都目黒区青葉台の本社の川崎テックセンタービル（神奈川県川崎市幸区堀川町580-16）1Fへの移転と、本社オフィス内研究施設（青葉台ラボ）の韓国大邱カトリック大学と川崎テックセンタービルへの移設を決定し、7月上旬までに移転及び移設を完了しました。当該川崎テックセンタービルへの移転に伴い敷金及び保証金として8,353千円を差し入れております。また、この本社移転及び研究施設の移設により、今後当社の年間のオフィス賃借料負担は60,000千円強軽減されます。 <u>3. 資金調達に関する基本合意契約の締結</u> — 当社は、平成23年9月13日開催の取締役会において、BRILLANCE CAPITAL MANAGEMENT PTE.LTDとの間で新株予約権の発行による資金調達に関する基本合意契約を締結することを決議し、同日に当該基本合意契約を締結しております。これによる新株予約権の行使価額総額は3億円であります。 —
---	---

(訂正後)

前連結会計年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
1. 当社は、平成22年 8 月20日開催の取締役会において、平成22年 8 月26日から平成22年 9 月 6 日までを払込期間とする第三者割当増資による普通株式の募集について、決議しております。当該第三者割当増資の内容は次のとおりであります。 発行する株式の種類及び数 普通株式 3,900株 募集時における発行済株式数 212,000株 募集後における発行済株式数 215,900株 発行価額 1 株につき18,000円 発行価額の総額 70,200,000円 発行価額のうち資本へ組入れる額 1 株につき9,000円 払込期間 平成22年 8 月26日～平成22年 9 月 6 日 割当先及び株式数 泉 辰男 1,675株 東洋システム株式会社 2,225株 資金使途 運転資金	1. 社団法人再生医療を考える会との共同研究契約及び共同研究用設備売買契約の締結 当社は平成23年6月1日に（社団法人）再生医療を考える会との間で共同研究契約及び共同研究用設備売買契約を締結いたしました。 （共同研究契約） 契約の目的 再生医療を目指した幹細胞分化力ニズムの研究 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 研究実施期間：平成23年6月1日から平成25年5月31日 契約額：20,000千円 支払方法：平成23年7月5日までに全額を一括で支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究契約に基づく契約額20,000千円は今後 2 期にわたり収益に計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 （共同研究用設備売買契約） 契約の目的 CPC培養設備一式の売却 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 本件設備を譲渡する。 契約額：35,000千円 支払方法：前金で15,000千円、残金は設備完成後に支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究用設備売却額35,000千円は平成24年5月期に収益計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 2. 本社及び研究施設（青葉台ラボ）の移転 当社は平成23年6月16日に、東京都目黒区青葉台の本社の川崎テックセンタービル（神奈川県川崎市幸区堀川町580-16）1F への移転と、本社オフィス内研究施設（青葉台ラボ）の韓国大邱カトリック大学と川崎テックセンタービルへの移設を決定し、7月上旬までに移転及び移設を完了しました。当該川崎テックセンタービルへの移転に伴い敷金及び保証金として8,353千円を差し入れております。また、この本社移転及び研究施設の移設により、今後当社の年間のオフィス賃借料負担は60,000千円強軽減されます。 <u>（削除）</u>

< 中略 >

2 【財務諸表等】

【継続企業の前提に関する事項】

(訂正前)

前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
当社は、当事業年度においても、760,289千円の当期純損失を計上しております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）より新薬治験開始届（IND: Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコル（治験手順）を決定し、現在慎重に第 Ⅲ 相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当該状況に対応すべく、当社は事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。 事業資金の調達につきましては、研究開発資金等の調達を目的として平成22年1月12日開催の取締役会決議に基づき、同年1月29日に第三者割当方式で株式発行総額約10億円相当の第12回新株予約権（権利行使価額：29,000円）を発行いたしました。当該新株予約権の平成22年 5 月31日現在での権利行使額は208,800千円、未行使残高は791,700千円となっております。 売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下しております。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外、それぞれ複数の大手製薬会社とライセンス契約の締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきましたが、本年 6 月、新規に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し、欧米大手製薬会社との契約交渉を推進しております。また、本年4月には、中国の中稷実業投資有限公司（以下、「中稷社」と）と、中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。なお、本件の契約一時金につきましては、入金の前延から平成22年5月期の売上計上は見送りましたが、その後両社協議し、4月に締結した戦略的提携基本合意契約に記載の「支払方法」と「支払期日」に係わる規約を一部変更し、早急に共同研究所を設立した上で、契約一時金は当該研究所を通して授受することで合意し、双方とも契約内容の履行に協力することを確認しております。	当社は、当事業年度においても、765,351千円の当期純損失を計上し、当事業年度末において588,881千円の債務超過となっております。 当該状況により、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当社は、当該状況を解消すべく、創薬開発をはじめとする再生医療プロジェクトの着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めるとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行って参ります。 以上の施策のもと当社は今後とも創薬をはじめとする再生医療に向けた研究開発に邁進してまいります。しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調にすすまない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。 なお、財務諸表はは継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
--	--

他に、韓国の大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国における治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同 R & D プロジェクト（韓国南部の大邱市に建設する先端医療複合団地開発計画）」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年5月期の上半期中にまとめるべく交渉を推進中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。昨年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、本年3月、天津天士力健康医薬器械有限公司（中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。今後、同社との提携関係をさらに他の装置に拡大し、一段の拡販を目指してまいります。 経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先との友好な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図って参ります。 しかしながら、資金調達に関しましては、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については未確定です。また、中稷社からの契約一時金の授受に関しましては、早急に共同研究所を設立した上で、当該研究所を通してライセンス料の決済を行うということで合意しましたが、研究所の設立時期、一時金の決済時期等は未確定であり、他の製薬会社とのECI301のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金の日時等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。	
--	--

（訂正後）

前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
---	---

当社は、当事業年度においても、760,289千円の当期純損失を計上しております。医薬品の研究開発には、長い期間と多額の費用が必要です。研究開発費は事業上の先行投資となり、その後の投資資金回収とはタイムラグが生じます。そのためベンチャー（バイオ）企業が当該事業を行う場合、数期にわたり当期純損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上してしまう傾向があります。当社においても、癌治療薬ECI301が平成21年の6月に米国食品医薬品局（FDA: Food and Drug Administration）より新薬治験開始届（IND: Investigational New Drug）の承認を得て、プロトコル（治験手順）を決定し、現在慎重に第 相臨床試験が進められている段階にあり、多額の研究開発投資が先行し、研究協力金ならびに細胞動態解析装置等の販売による収入では、研究開発費及び運転資金を賄うことができない状況が続いており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当該状況に対応すべく、当社は事業資金の調達、売上増加及び経費削減に取り組んでおります。 事業資金の調達につきましては、研究開発資金等の調達を目的として平成22年1月12日開催の取締役会決議に基づき、同年1月29日に第三者割当方式で株式発行総額約10億円相当の第12回新株予約権（権利行使価額：29,000円）を発行いたしました。当該新株予約権の平成22年5月31日現在での権利行使額は208,800千円、未行使残高は791,700千円となっております。 売上増加につきましては、創薬及び創薬関連事業は収益性の高いプロジェクトに資源を集中投下しております。癌治療薬ECI301は、米国での臨床試験開始に合わせて、国内外、それぞれ複数の大手製薬会社とライセンス契約の締結交渉を開始し、粘り強く交渉を続けてきましたが、本年6月、新規に米国の有力なライセンス契約締結支援コンサルタントであるGAC社と契約し、欧米大手製薬会社との契約交渉を推進しております。また、本年4月には、中国の中稷実業投資有限公司（以下、「中稷社」と）と、中国国内におけるECI301のライセンスアウト契約を含む戦略的提携基本合意契約を締結しました。なお、本件の契約一時金につきましては、入金の前延から平成22年5月期の売上計上は見送りましたが、その後両社協議し、4月に締結した戦略的提携基本合意契約に記載の「支払方法」と「支払期日」に係わる規約を一部変更し、早急に共同研究所を設立した上で、契約一時金は当該研究所を通して授受することで合意し、双方とも契約内容の履行に協力することを確認しております。	当社は、当事業年度においても、765,351千円の当期純損失を計上し、当事業年度末において588,881千円の債務超過となっております。 当該状況により、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。 当社は、当該状況を解消すべく、創薬開発をはじめとする再生医療プロジェクトの着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めるとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行うべく、当社はエクイティファイナンスによる資金調達に関しての引受候補先との協議・交渉を進めております。今後は、エクイティファイナンスによる資金調達の実現に向け、その作業を進めるとともに、その後においても必要に応じて適宜資金調達を行って参ります。 以上の施策のもと当社は今後とも創薬をはじめとする再生医療に向けた研究開発に邁進してまいります。 しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調にすすまない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。 なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。
---	--

前事業年度 (自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日)	当事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)
---	---

他に、韓国の大手製薬会社とも、韓国国内におけるライセンス契約と同国における治験の共同開発、ならびに韓国政府の財政支援による「産官学共同 R & D プロジェクト（韓国南部の大邱市に建設する先端医療複合団地開発計画）」への共同参加等を含む包括的提携を、平成23年5月期の上半期中にまとめるべく交渉を推進中です。これらのライセンス契約締結となれば、段階に応じて契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティ収入が見込めます。創薬ツール供給事業に関しましては、国内外で研究会、セミナー等を開催し、機器の拡販に努めております。昨年12月以降、上海、北京、大連で「ECI301とTAXIScanテクノロジー」についてのセミナーを開催し、成長目覚ましい中国市場の開拓に尽力してまいりましたが、その成果の一つとして、本年3月、天津天士力健康医薬器械有限公司（中国の大手製薬会社である天津天士力集团有限公司の子会社）と、同社に対して中国におけるTAXIScan-FL（蛍光細胞動態解析装置）の独占販売権を供与する契約の締結に至りました。今後、同社との提携関係をさらに他の装置に拡大し、一段の拡販を目指してまいります。

経費削減につきましては、研究開発に関連する取引先との友好な関係を維持しながらのコスト削減を進めております。今後も、採算重視の経営方針の徹底と経営合理化による原価・経費の削減を進める中で、安定した経営基盤の確立を図って参ります。

しかしながら、資金調達に関しましては、現時点では新株予約権の具体的な権利行使時期ならびに権利行使額については未確定です。また、中稷社からの契約一時金の授受に関しましては、早急に共同研究所を設立した上で、当該研究所を通してライセンス料の決済を行うということで合意しましたが、研究所の設立時期、一時金の決済時期等は未確定であり、他の製薬会社とのECI301のライセンスアウト契約締結時期、金額、入金時期等も未確定であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

<中略>

【注記事項】

（重要な後発事象）

（訂正前）

前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
---	---

1.当社は、平成22年8月20日開催の取締役会において、平成22年8月26日から平成22年9月6日までを払込期間とする第三者割当増資による普通株式の募集について、決議しております。当該第三者割当増資の内容は次のとおりであります。 発行する株式の種類及び数 普通株式 3,900株 募集時における発行済株式数 212,000株 募集後における発行済株式数 215,900株 発行価額 1株につき18,000円 発行価額の総額 70,200,000円 発行価額のうち資本へ組入れる額 1株につき9,000円 払込期間 平成22年8月26日～平成22年9月6日 割当先及び株式数 泉 辰男 1,675株 東洋システム株式会社 2,225株 資金使途 運転資金	1. 社団法人再生医療を考える会との共同研究契約及び共同研究用設備売買契約の締結 当社は平成23年6月1日に（社団法人）再生医療を考える会との間で共同研究契約及び共同研究用設備売買契約を締結いたしました。 （共同研究契約） 契約の目的 再生医療を目指した幹細胞分化カニズムの研究 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 研究実施期間：平成23年6月1日から平成25年5月31日 契約額：20,000千円 支払方法：平成23年7月5日までに全額を一括で支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究契約に基づく契約額20,000千円は今後2期にわたり収益に計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 （共同研究用設備売買契約） 契約の目的 CPC培養設備一式の売却 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 本件設備を譲渡する。 契約額：35,000千円 支払方法：前金で15,000千円、残金は設備完成後に支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究用設備売却額35,000千円は平成24年5月期に収益計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 2. 本社及び研究施設（青葉台ラボ）の移転 当社は平成23年6月16日に、東京都目黒区青葉台の本社の川崎テックセンタービル（神奈川県川崎市幸区堀川町580-16）1Fへの移転と、本社オフィス内研究施設（青葉台ラボ）の韓国大邱カトリック大学と川崎テックセンタービルへの移設を決定し、7月上旬までに移転及び移設を完了しました。当該川崎テックセンタービルへの移転に伴い敷金及び保証金として8,353千円を差し入れております。また、この本社移転及び研究施設の移設により、今後当社の年間のオフィス賃借料負担は60,000千円強軽減されます。 <u>3. 資金調達に関する基本合意契約の締結</u> 当社は、平成23年9月13日開催の取締役会において、BRILLANCE CAPITAL MANAGEMENT PTE.LTDとの間で新株予約権の発行による資金調達に関する基本合意契約を締結することを決議し、同日に当該基本合意契約を締結しております。これによる新株予約権の行使価額総額は3億円であります。 —
--	--

(訂正後)

前事業年度 (自 平成21年 6 月 1 日 至 平成22年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 6 月 1 日 至 平成23年 5 月31日)
1. 当社は、平成22年 8 月20日開催の取締役会において、平成22年 8 月26日から平成22年 9 月 6 日までを払込期間とする第三者割当増資による普通株式の募集について、決議しております。当該第三者割当増資の内容は次のとおりであります。 発行する株式の種類及び数 普通株式 3,900株 募集時における発行済株式数 212,000株 募集後における発行済株式数 215,900株 発行価額 1 株につき18,000円 発行価額の総額 70,200,000円 発行価額のうち資本へ組入れる額 1 株につき9,000円 払込期間 平成22年 8 月26日～平成22年 9 月 6 日 割当先及び株式数 泉 辰男 1,675株 東洋システム株式会社 2,225株 資金使途 運転資金	1. 社団法人再生医療を考える会との共同研究契約及び共同研究用設備売買契約の締結 当社は平成23年6月1日に（社団法人）再生医療を考える会との間で共同研究契約及び共同研究用設備売買契約を締結いたしました。 （共同研究契約） 契約の目的 再生医療を目指した幹細胞分化力ニズムの研究 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 研究実施期間：平成23年6月1日から平成25年5月31日 契約額：20,000千円 支払方法：平成23年7月5日までに全額を一括で支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究契約に基づく契約額20,000千円は今後 2 期にわたり収益に計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 （共同研究用設備売買契約） 契約の目的 CPC培養設備一式の売却 契約の相手先の名称 社団法人再生医療を考える会 契約締結の時期 平成23年6月1日 契約の内容 本件設備を譲渡する。 契約額：35,000千円 支払方法：前金で15,000千円、残金は設備完成後に支払う 契約の締結が営業活動等へ及ぼす重要な影響 当該共同研究用設備売却額35,000千円は平成24年5月期に収益計上する予定であります。 その他重要な事項 該当事項はありません。 2. 本社及び研究施設（青葉台ラボ）の移転 当社は平成23年6月16日に、東京都目黒区青葉台の本社の川崎テックセンタービル（神奈川県川崎市幸区堀川町580-16）1F への移転と、本社オフィス内研究施設（青葉台ラボ）の韓国大邱カトリック大学と川崎テックセンタービルへの移設を決定し、7月上旬までに移転及び移設を完了しました。当該川崎テックセンタービルへの移転に伴い敷金及び保証金として8,353千円を差し入れております。また、この本社移転及び研究施設の移設により、今後当社の年間のオフィス賃借料負担は60,000千円強軽減されます。 <u>（削除）</u>

< 中略 >

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 9月30日

株式会社 E C I
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小 谷 陽 亮

公認会計士 山 中 雄 太

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年 6月1日から平成23年 5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成23年 5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても、788,290千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度末において593,626千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年9月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行による資金調達に関しての基本合意契約を締結することを決議し、同日に当該基本合意契約を締結している。

3. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 E C I の平成23年 5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、私たちの責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、株式会社 E C I が平成23年 5 月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されているとおり、会社グループは全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があり、会社は全ての重要な取引に対して経理処理の再検討を行った。この結果、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 9 月30日

株式会社 E C I
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小 谷 陽 亮

公認会計士 山 中 雄 太

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成23年 5 月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても、788,290千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度末において593,626千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

(削除)

2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

3. は前項が削除されるため2. となっております。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 E C I の平成23年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、私たちの責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、株式会社 E C I が平成23年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されているとおり、会社グループは全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があり、会社は全ての重要な取引に対して経理処理の再検討を行った。この結果、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

< 中略 >

独立監査人の監査報告書

(訂正前)

独立監査人の監査報告書

平成23年9月30日

株式会社 E C I

取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小 谷 陽 亮

公認会計士 山 中 雄 太

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I の平成23年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度においても、765,351千円の当期純損失を計上し、当事業年度末において588,881千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年9月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行による資金調達に関しての基本合意契約を締結することを決議し、同日に当該基本合意契約を締結している。

3. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

平成23年9月30日

株式会社 E C I
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小 谷 陽 亮

公認会計士 山 中 雄 太

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I の平成23年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度においても、765,351千円の当期純損失を計上し、当事業年度末において588,881千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

(削除)

2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

3. は前項が削除されるため2. となっております。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 9 月30日

株式会社 E C I
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小 谷 陽 亮

公認会計士 山 中 雄 太

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成23年 5 月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1．継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても、788,290千円の当期純損失を計上し、当連結会計年度末において593,626千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2．会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 E C I の平成23年 5 月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、私たちの責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、内部統制監査の結果として意見表明のための合

理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、株式会社 E C I が平成23年 5 月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されているとおり、会社グループは全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があり、会社は全ての重要な取引に対して経理処理の再検討を行った。この結果、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 9 月30日

株式会社 E C I
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小 谷 陽 亮

公認会計士 山 中 雄 太

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成22年 6 月 1 日から平成23年 5 月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E C I の平成23年 5 月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1．継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度においても、765,351千円の当期純損失を計上し、当事業年度末において588,881千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2．会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、資産除去債務に関する会計基準を適用している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。